

□新規 ■継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	統合型校務支援システムの共同調達・共同運用について
---------	---------------------------

要 望 先	国	
	県	教育庁学校教育課

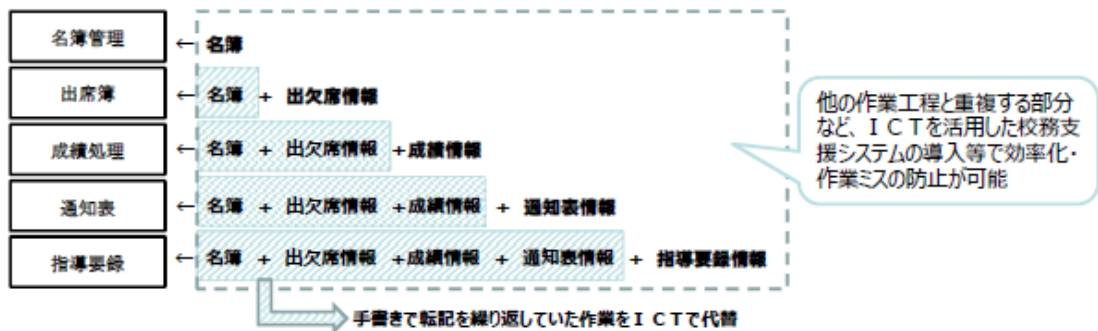
要 望 内 容	<ul style="list-style-type: none">○ 統合型校務支援システムの青森県内における共同調達・共同運用について
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 文部科学省は、教職員の働き方改革に向けた取組として、「手書き」「手作業」が多い教職員の業務効率化を図るため、学校・学級運営に必要な情報や児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする、統合型校務支援システムの整備率100%の実現を目指しており、当該システムの調達コスト及び運用コストの抑制が図られる、都道府県単位での共同調達・共同運用を促進しております。○ 同省による当該システム整備率の調査結果では、令和2年3月現在、全国平均値が64.8%のところ、青森県の整備率は30.0%で全国42位であり、県内自治体の過半数が導入に至っておりません。 <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 青森県において統合型校務支援システムの整備が、効果的・効率的に進められるよう、既に導入済の自治体にも配慮のうえ、共同調達・共同運用に向けた方向性、スケジュール等について具体的な検討を開始し、早期に中南圏域を対象とした取組を行うようお願いいたします。 <p>【効果等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 圏域自治体で共同調達・共同運用し費用を按分することで、単独で整備する場合と比較して財政負担の軽減が期待できます。○ 個々の自治体では不足している人員やシステムに関するノウハウを相互に補うことが可能となり、整備の促進が期待できます。○ 自治体をまたぐ教職員の異動の際もシステムの有無や差異が生じることなく、操作の習熟が継続することで、教職員の業務負担が軽減し、子どもたちと向き合う時間の確保につながります。

< 参考事項 >

<< 統合型校務支援システム導入促進の必要性 >>

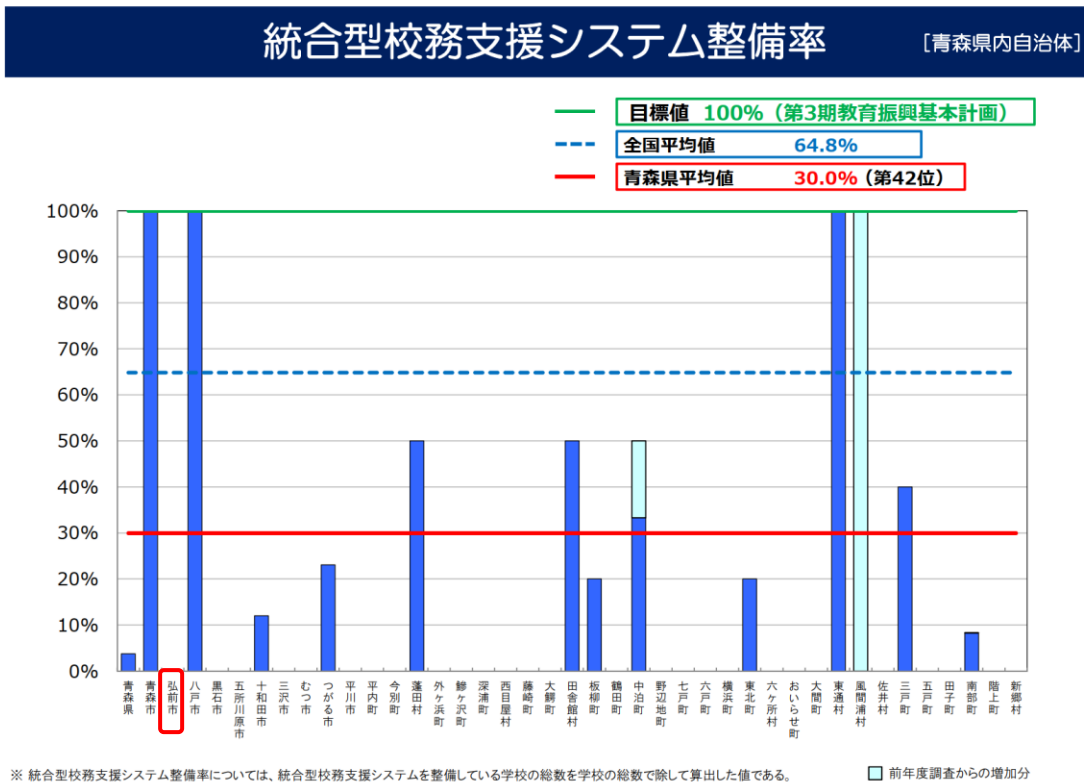
- 教員の働き方改革にあたり、ICTの活用による業務改善に期待。
- 「**統合型校務支援システム**」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時教等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことであり、「手書き」「手作業」が多い教員の**業務の効率化**を図る観点で有効。また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする。
- 小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえると、教員の業務負担軽減に向けては、**都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進が不可欠**。
 （参考：市区町村の導入率は28.8%、町村では17.4%のみが導入）

◇ ICT化による業務改善イメージ



（出典：文部科学省 平成29年10月3日「学校における働き方改革特別部会 参考資料5」）

<< 統合型校務支援システム整備率 >>



（出典：文部科学省「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔確定値〕」）

現在までの主な経過・参考事項

担当部課：教育委員会学校整備課

県の処理方針

(教育庁 学校教育課)

<p>経緯</p>	<p>文部科学省が実施した、「令和2年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（速報値）」によると、本県では、統合型校務支援システムは市町村単位で導入しており、現在、管内の全小・中学校に導入済の自治体は県内2市2町2村（青森市、八戸市、外ヶ浜町、大鰐町、東通村、風間浦村）である。</p> <p>市町村教育委員会では、教員が他の市町村の小・中学校に異動しても校務が効率よく行えるよう、県単位での共同調達・共同運用を望む意見や、各教育事務所管内で各市町村教育委員会が統一したシステムを導入できるよう県が調整役となって欲しいとの要望もある。</p> <p>平成29年12月に文部科学省が示した「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」では、「教員の異動等を踏まえ、都道府県と域内の市区町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を進めることが望ましい」とされている。また、「統合型校務支援システムの導入のための手引き（平成30年3月）」では、統合型校務支援システムを複数の自治体で共同して調達・利用することは、予算確保や導入のための事務体制整備などの課題に対して有効であるとしている。</p> <p>現在、県立学校への統合型校務支援システム導入の準備を進めており、令和4年度運用開始を目指している。</p>
<p>処理方針</p>	<p>統合型校務支援システムの共同調達・共同運用について、県教育委員会では、令和2年3月に統合型校務支援システム共同調達・共同利用に関することについて、市町村教育委員会ICT機器整備担当者と、共同利用した場合のコスト低減や教育委員会・教職員の負担軽減、統一したシステムのセキュリティーポリシーの導入等について確認するとともに、令和3年3月に開催した説明会では、より具体的な導入・利用方法や導入形態ごとのメリットやデメリット及び導入に係る費用等について説明するとともに、6教育事務所管内ごとの情報交換を行い、市町村教育委員会における整備の状況や考え方等について共通理解を図りました。</p> <p>その後、令和3年5月に市町村教育委員会に対して行った、統合型校務支援システムの共同調達・共同運用に係る意向調査の結果を踏まえ、令和3年9月に開催した説明会において、統合型校務支援システムの導入については、県教育委員会が6教育事務所管内での統合型校務支援システムの共同選定のためのコーディネートを行い、運用形態は地域や各市町村の実情に応じて整備することとする方針を示したところであり、引き続き市町村教育委員会の支援に努めて参ります。</p>